甲の原体育館　使用料減免状況

団体利用		合計（件）	合計（円）
平成28年度	減額	47	279,700
	免除	47	391,650
平成29年度	減額	54	289,400
	免除	47	404,900
平成30年度	減額	40	279,700
	免除	60	391,650

個人利用		プール	卓球	バドミントン	バスケ	フィットネス	合計（件）	合計（円）
平成28年度	免除	16,143	1,816	28	0	266	18,253	6,158,320
平成29年度	免除	16767	1827	108	2	550	19,254	6,543,140
平成30年度	免除	16,729	1,127	32	2	564	18,454	6,466,000

根拠条例（規則）

八王子市体育館条例施行規則

（使用料の減免）

第7条　貸切りの取扱いをする場合で、条例第6条第5項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定めるところにより施設等に係る使用料を減額又は免除する。

（1）市内の社会教育関係団体が体育、スポーツ及びレクリエーションを目的として行う行事に使用するとき　5割減額

（2）市又は教育委員会が行政目的のために行う事業に使用するとき、又は市内の公私立学校が教育目的のために行う体育及びスポーツ行事に使用するとき　免除

（3）心身障害者の厚生援護事業を行うことを目的とする市内の団体等で教育委員会が別に定める要件に適合するものがその活動のために使用するとき　免除

2　前項の規定により使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、あらかじめ八王子市体育館使用料減額・免除申請書（第10号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3　教育委員会は、前項に規定する使用料の減額又は免除を承認したときは、八王子市体育館使用料減額・免除申請書（第11号様式）を交付するものとする。

4　第1項に定めるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除すること　ができる